

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件  
環境省設置法第十二条第一項及び第三項の規定により、福島地方環境事務所を設置する必要があるので、  
別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名称	位置	管轄区域
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
福島地方環境事務所	福島市	福島県

## 備考

環境省設置法第十二条第二項の規定により地方環境事務所が分掌する事務のうち、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務以外の事務については、前表の規定にかかわらず、福島県は、東北地方環境事務所の管轄区域とする。